

意見書：リバーサイド住宅地区の河川改修問題に武庫川 流域委員が関心を持つべき 2 つの理由

武庫川流域委員会 松本 誠委員長殿

平成 17 年 6 月 21 日
委員 奥西一夫

第 19 回流域委員会に私から提出した意見書「第 17 回武庫川流域委員会での討論の続き」については、佐々木委員から提出の意見書「河川整備基本方針・整備計画に記載する内容」の一部に関連する意見として、次回委員会で説明したいと思います。私の意見書には当初、後半部分がありましたが、最近の地元協議の展開をフォロー出来ていない面があるため、割愛しました。この部分について、今回原則的な意見に書き換えて提出します。

リバーサイド住宅地区の河川改修問題に対する流域委員会のスタンスについては松本委員長から再三言明され、私もそれを支持するものです。しかし、もう少し具体的に議論する必要があると思います。すなわち、流域委員がこの問題に関心を持つべき理由が、少なくとも下記の 2 点は存在すると思います。

理由 1：今回の河川改修と河川整備基本方針の整合性

武庫川の河川整備基本方針については、まだ各委員の意見が出されていない状況ですが、各委員は現時点での意見を持っています。これと整合しないような河川改修がおこなわれ、既成事実として立ち上がることになることになると、当該委員は極めて困惑することになります。そのため、現在河川管理者と地元で協議中の改修案について、この観点から委員が発言することが許されるべきだと思います。

理由 2：「参画と協働の理念」の実現に関連して

武庫川の河川整備基本方針・整備計画の策定に際して、流域住民の参画と協働をベースとすべきことは流域委員会での共通認識ですが、たとえ応急的なものであっても、リバーサイド住宅地区の河川改修に際して、万一この理念が実現していないとすれば、流域委員会での議論が現実から遊離したものになりかねません。この点、傍聴席からの発言を聞いて不安に思うのは私だけではないと思います。もとより、流域委員会は河川管理者と地元住民との話し合いに介入すべきものではありませんが、上記の点に限って事実関係を把握し、必要であれば見解を表明すべきだと思います。